

株式会社みらいジャパン 行動計画

令和 7 年 4 月

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：令和 10 年 4 月までに年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8 日以上とする。

〔対策〕

令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況調査

令和 8 年 4 月～ 管理監督者で検討開始

令和 9 年 4 月～ 計画的な取得に向けた付与取得台帳等を整備し、取得促進のための取組の開始

目標 2：令和 8 年までに出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度を実施する。

〔対策〕

令和 7 年 4 月～ 出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度検討

令和 7 年 10 月～ 出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度の運用開始

以上